

【三次募集】 令和 8 年度 霧島市中小零細企業ビジネス展開支援事業

市内中小零細企業者が、物価高騰や人件費上昇の影響を緩和し、価格転嫁や賃上げ環境の整備を図るため、新たな市場への販路開拓（新たな顧客層の開拓や事業形態の転換等）及びデジタル化などの生産性や収益性の向上に要する経費の一部を助成します。
（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業）

対象者

市内中小零細企業者（市内に事業所を有する法人、または市内に事業所を有し、かつ住所を有する個人事業主）※個人事業主は、商工業者に限ります。※一次募集または二次募集で採択された方は対象外です。

対象事業・経費

販路開拓又は生産性、収益性の向上に取り組む事業

令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までに実施されたものが補助対象となります。

対象経費例	無人券売機、キャッシュレス・セルフレジの導入、ECサイト構築、DX関連経費（人材育成・DX機器導入）、新商品開発、県外商談会参加費、機械設備導入費、販促用チラシ作成、メディア広報費 など
対象外経費	既存事業に係るもの、容器・割り箸や事務用品などの消耗品、パソコンやタブレットPCなどの汎用性があり、目的外利用となりうるもの など

※ 1 交付決定通知の日までに完了した事業は対象外となります。

※ 2 国や県、市等の公的機関から同一事業に対する助成を受けることはできません。

助成金額

申請区分	補助率	一補助事業者当たりの補助上限額
一般枠	1/2 以内	20 万円（広報費：10 万円）
創業枠① （特定創業支援を受けた者）	2/3 以内	30 万円（広報費：10 万円）
創業枠② （特定創業支援を受けていない者）	1/2 以内	30 万円（広報費：10 万円）

※ 1 【一般枠】【創業枠①】【創業枠②】のいずれか 1 つの枠のみ申請可能です。

※ 2 創業枠①②については、法人登記を行ってから 4 年未満 の法人、もしくは税務署への開業の届出を行ってから 4 年未満 の個人事業主が申請の対象となります。創業枠①は、霧島商工会議所・霧島市商工会の創業セミナー・創業スクールの修了者が申請の対象となります。

※ 3 要件を満たした方が全て補助されるわけではありません。申請内容を審査し、予算の範囲内で評価の高い順に採択者を決定するので、不採択となる場合があります。なお、審査の点数や審査内容等についての開示・問い合わせには一切応じられません。

申請期限【三次募集】

令和 8 年 **9 月 30 日（水）** まで ※当日消印有効

※商工会議所もしくは商工会で、事前審査を 9 月 18 日（金）までに受けていただく必要があります。

※詳細は裏面をご覧ください。

申請書類は、市ホームページからダウンロードしてください。



詳しくは市ホームページをチェック！

① 申請

(1) 申請書類（詳しくは市ホームページ「交付要領」でご確認ください。）

申請様式（第1号様式から第3号様式）、確定申告書等の写し、見積書、写真 等

(2) 申請期限（三次募集）

令和8年9月30日（水）当日消印有効

※商工会議所もしくは商工会で、令和8年9月18日（金）までに事前審査を受ける必要があります。

(3) 申請方法

原則として郵送

(4) 提出先・お問い合わせ先

〒899-4394 霧島市国分中央三丁目45番1号

霧島市役所商工振興課 中小零細企業ビジネス展開支援事業担当

② 補助対象者（詳しくは市ホームページ「交付要領」でご確認ください。）

中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者のうち、以下の(1)から(6)の全てを満たすもの。

- (1) 霧島市内に登記のある法人、又は市内に事業所を有し、かつ、住所を有する商工業者の個人事業主であること。
- (2) 現に市内で事業を営んでおり、今後も引き続き市内で事業を継続する意思があること。
- (3) 市税の滞納が無いこと。
- (4) 性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者でないこと。
- (5) 特定の宗教活動又は政治活動を目的としているものでないこと。
- (6) 暴力団関係法人等でないこと。

③ 補助対象事業・経費（詳しくは市ホームページ「交付要領」や「補助対象経費一覧」でご確認ください。）

(1) 機械設備等費

キャッシュレス機器・セルフレジの導入、衛生向上や省スペース化のためのショーケース購入、生産販売拡大のためのオープン・冷凍冷蔵庫の購入、新たなサービス提供のための製造・試作機械の購入、ソフトウェア、システム等の購入経費 など

(2) 外注費

店舗改装・バリアフリー化工事（業務効率化に結び付くものに限る。）、ネット販売システムの構築、新たな看板設置など

(3) 広報費

ホームページ作成や更新、新たな販促用チラシ作成、新たなパンフレット作成、新聞折込・雑誌、インターネット広告、商品販売のための動画作成 など

(4) その他

クラウドサービス利用に関する経費（初期導入費用が対象、ランニングコストは対象外）、コンサルティング業務に要する経費、県外商談会参加に要する経費（旅費は除く。）、DX人材育成のための研修会・講座受講等に要する経費など

④ 県の助成制度（詳しくはお問い合わせ先へ いずれも平日午前9時から午後5時まで）

(1) かごしまの「稼ぐ力」加速化総合補助金【県】

お問い合わせ先 事業事務局 ☎ 099-286-2951